

広報 ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2001年1月
創刊号
NO.1

監修：内閣府政策統括官(防災担当)

編集協力：総務省消防庁



C O N T E N T S

巻頭言

- 伊吹防災担当大臣 ……………2
- 吉井防災担当政策統括官 ……………3
- 新しい防災体制 ……………4
- 平成13年度内閣府防災担当部門予算 ……6
- 災害の現況と対応
 - 有珠山噴火災害 ……………8
 - 三宅島他噴火・地震災害 ……………9
 - 東海地方豪雨災害 ……………10
 - 鳥取県西部地震 ……………11

動向・報告

- 被災者の住宅再建支援のあり方 ……12
- 地震被害に関する検討 ……………13
- 災害における住宅等の被害認定基準 ……13

トピックス

- 第3回アジア防災センター国際専門家会議 ……14
- 国際防災連絡会議拡大アジア会合 ……14
- 日韓防災会議 ……………15
- 世界防災会議2001 ……………15
- 第16回防災ポスターコンクール ……16
- 1.17ひょうごメモリアルウォーク ……18
- 防災とボランティアを考えるつどい ……18
- 阪神・淡路大震災メモリアルセンター起工式 ……19



巻頭言



防災担当大臣
伊吹 文明

総合的な防災行政をめざして

我が国は、台風、地震をはじめとするさまざまな災害に見舞われやすい国土条件にあります。昨年一年間を振り返っても、有珠山・三宅島での火山噴火災害、新島・神津島での群発地震、東海地方での豪雨、鳥取県西部地震など数多くの災害が発生しました。このように災害列島ともいえる我が国では、防災体制の充実、強化が極めて大切なことは言うまでもありません。

これまでも昭和34年の伊勢湾台風への対応の反省から災害対策基本法を制定し、総合的な防災体制の確立と国、地方を通じた計画的な防災行政の整備を図ってきました。さらに、昭和49年の国土庁設置にともなって、政府としての災害対策事務体制を整え、昭和59年には防災局を設置して、災害対策を総合的、統一的に行ってきたところです。このような体制整備を通じて、総合的かつ計画的な災害予防体制の確立、緊急時のスピーディーで柔軟な対応、生活や環境に配慮した適切な復旧・復興などの施策が充実されてきたと言えるでしょう。

しかし、最近では、高層ビルや地下街の発達による都市構造の変化や高齢者、障害者、外国人等いわゆる災害弱者の増加など新たな変化が生まれ、これらの災害に対する弱さも高くなっています。また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、産業の復興とともに住宅、医療など地域の人々の生活の復興が大きな課題となっています。

このたびの省庁再編に際し、災害から国民の生命、財産を守ることを至上命題とし、内閣府において防災行政を総合的に推進する体制を整え、はじめて防災を所管する国務大臣を置き、私はその任にあたることとなりました。森内閣としては、このような新たな災害対策の課題にスピーディーに対応し、とかく縦割り行政の弊害がいわれている状況を政治主導で克服しつつ、災害から国民を守るべく懸命に努力したいと考えています。

内閣府に防災部門が設置されることに併せて、今般、広報「ぼうさい」が創刊される運びとなりました。防災の実は国民のご理解の下にあがるものであるだけに、関係者の熱意と努力を大いに多とするものです。本誌が、国、地方自治体等の防災関係者、さらには広く国民の皆様によって愛読され、今後の防災行政の推進に大きく寄与することを期待してやみません。

広報「ぼうさい」の継続的な発刊と発展を心より祈念する次第です。

「広報ぼうさい」は情報交換の場

このたびの省庁の再編により、国の防災部門が内閣府に位置付けられ、担当の大臣、副大臣、大臣政務官が置かれることとなり、伊吹大臣、坂井副大臣、山崎政務官が就任されました。

これまでの国土庁防災局は内閣府に移り、これまでより明確な形で防災に関する施策の総合的な企画・調整にあたることとなります。このたびの中央省庁再編のねらいの一つは、重要な政策課題に対し、内閣が機動的、弾力的に対処できるようにするため内閣の機能を強化することにあります。防災に関する機能の強化もポイントの一つです。

日本は地球上でもまれなほど、災害を受けやすい国です。地球上の活火山の割が存在し、毎年地球上で起きる地震の割が日本周辺で起きています。また、梅雨時の集中豪雨、台風の暴風雨などにより、洪水や土砂崩れの災害が毎年各地で発生します。

言うまでもなく国民の安全を確保することは、国の最も基本的な任務ですが、とくに、平成7年の阪神・淡路大震災以来、東海地震や関東直下型地震の切迫性が言われていることもあり、地震災害をはじめとする災害への適切な対応が内閣の危機管理の問題として改めてクローズアップされてきました。



内閣府政策統括官
(防災担当)
吉井 一弥

災害が起きることを防ぐことはできませんが、事前の対策、発災時の対応により、被害をできるだけ小さくすることは可能であり、重要です。また、災害が発生した後の復旧・復興も重要な課題です。

昨年は大きな災害が続発しましたが、個々人にとってみると一生の間に災害に二度三度と遭うことはまれですし、また、災害対策にあたる関係機関の職員にとっても実際の災害に遭遇することは、そう何回もあることではありません。そのような意味で、過去に起きた災害、別の場所で起きた災害の情報から教訓を得、災害対策に役立てることが重要です。

また、最近の社会、経済の構造変化、人の住まい方、行動様式の変化により、以前では考えられなかった形の被害が発生することがあります。災害対策も世の中の動きを敏感に感知し、想像力を持って新しいタイプの災害に対処することが必要です。

この広報誌は内閣府防災部門の広報誌として発刊されるものであり、小さな広報誌ですが、防災に関係する多くの方々への防災に関するいろいろな情報交換の場になり、災害対策の充実に役立つことができればと思います。

関係の方々のご理解、ご協力をお願いいたします。

21世紀の新しい防災体制スタート

～内閣府防災担当 / 危機管理部門との連携も密に～

西暦2001年、新しい世紀のはじまりとともに、かねてから再編成の準備が進められていた、中央省庁の新体制が1月6日からスタートしました。

それにともない、いままでの国土庁防災局は、新たに発足した内閣府の下に移行し、災害の予防から復興まで、以前より幅広く、より一層強力な総合調整権を発揮することになりました(図-1参照)。

内閣府防災担当を設置

内閣府は内閣官房の総合戦略機能を助けるという意味で、企画立案、総合調整という新たな機能を発揮します。また、内閣の重要施策に関し、行政各部の施策の統一を図るため特命大臣が置かれ、強力かつ迅速な政策調整を実施することを目標としています。

内閣官房には内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣審議官、内閣参事官が、一方、内閣府には政策統

括官、審議官、参事官(防災担当)が置かれます。

内閣官房の危機管理部門と内閣府内の防災部門は、平常時から情報交換を密にして意志疎通を図り、内閣が一体となって迅速かつ円滑な危機管理・防災対策に資することを目的として、例えば内閣府に移行後も、「中央防災会議」を設置しています(図-2参照)。

図-1 内閣府本府組織図

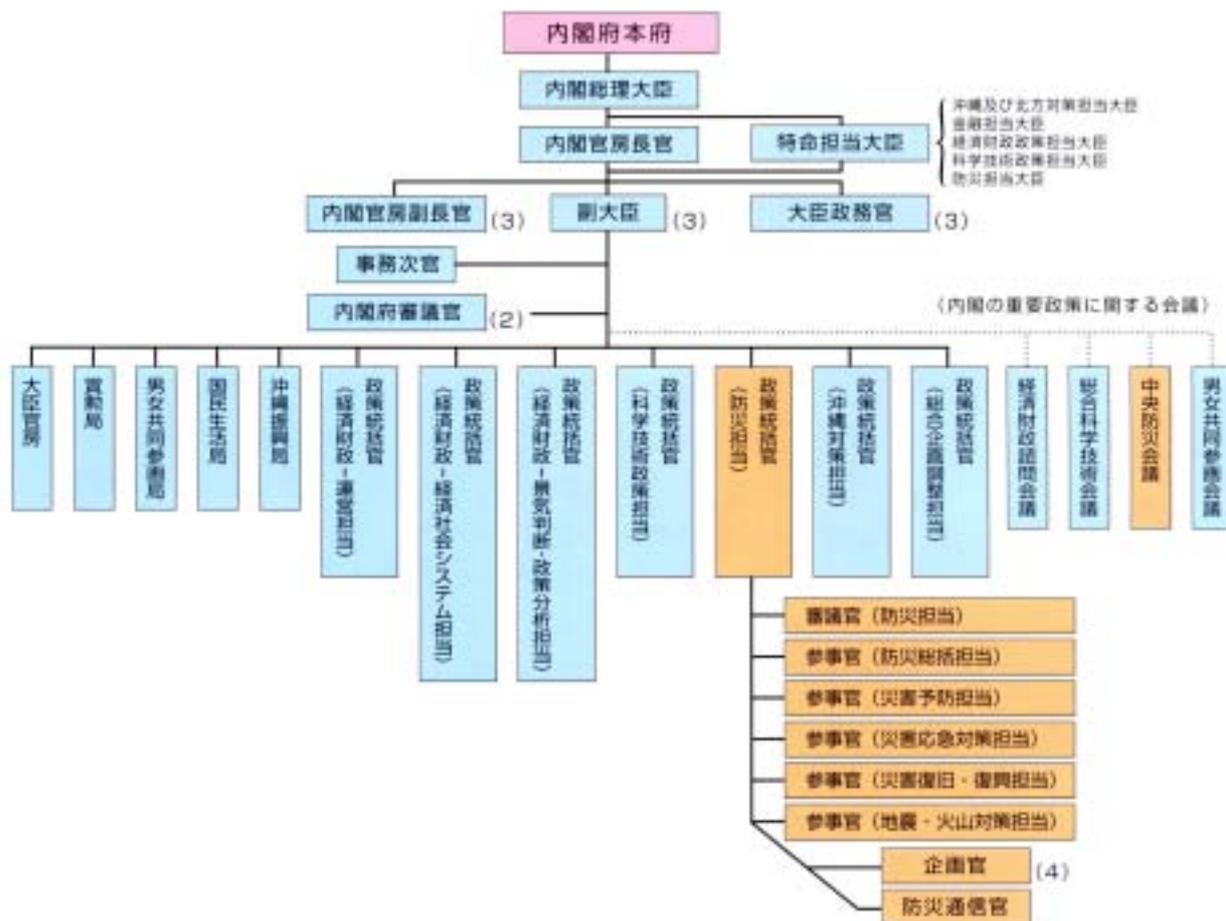


図-2 中央防災会議組織図（省庁再編後）



「中央防災会議」は、内閣官房の危機管理機能を助けることとされており、危機管理に対する基本方針を企画立案します。また、危機管理機能をもつ内閣官房と内閣府は、ともに中央防災会議の下支えとなる事務レベルにおいても連携を図り、事後の調整を適切に行う必要があるとされています。

審議官の業務内容

審議官は、政策統括官を助け、災害発生時には政府災害調査団の団長として現地に赴き、平常時には内閣府防災部門の事務を担当します。

参事官の業務内容と移行体制

内閣府防災担当には、5人の参事官が配置されており、各業務内容と旧国土庁防災局(課)との関連は、次のとおりです。

防災総括担当：旧防災企画課

- ・ 政策統括官の所掌事務に関する総合調整
- ・ 防災に関する施策の基本となる事項の総合的な調査
- ・ 防災に関する組織の設置および運営
- ・ 激甚災害の指定

災害予防担当：旧防災調整課

- ・ 防災計画の作成
- ・ 政策統括官の所掌事務に関する国際協力に関する事務の調整
- ・ 防災の広報
- ・ 土砂災害対策の推進
- ・ 防災知識の普及・啓発

災害応急対策担当：旧防災業務課

- ・ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その災害への対処

災害復旧・復興担当：旧復興対策課

- ・ 特定非常災害および当該特定非常災害に適用すべき措置の指定
- ・ 被災者生活再建支援金の支給

地震・火山対策担当：旧震災対策課

- ・ 震災対策および火山災害対策に関する施策の推進
- ・ 避難施設緊急整備地域および降灰防除地域の指定
- ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策

平成13年度 内閣府防災部門予算 総額45億5,600万円

～中央防災無線網、地震防災情報システムの拡充等がポイント～

平成13年度の防災部門予算の政府予算原案が、総額45億5,600万円と発表されました。12年度の41億7,500万円にくらべ、1.09倍になりました。今回の予算では、総理大臣官邸整備にともなう中央防災無線網の充実・強化、地震防災情報システムの拡充など、IT活用を主軸としています。主な事項は、次のとおりです。

1. 中央防災無線網の充実（継続）
17億6,300万円
 - ・総理大臣官邸強化整備にともなう中央防災無線網の充実強化など
2. 地震防災情報システム(DIS)の充実(拡充)
6億2,600万円
 - ・国と地方公共団体の間における情報の共有化を促進
 - ・人工衛星画像を利用した被害推計手法の確立など
3. 火山災害対策の推進拡充
4,500万円
 - ・GIS化した火山ハザ - ドマップを活用した火山防災情報システム
4. 被災者生活再建支援金支給事業の実施
4億 900万円

なお、12年度補正予算（39億円）と、13年度当初予算（45億円）を合わせ、84億円の予算措置をします。

災害対策の推進のための予算措置内訳

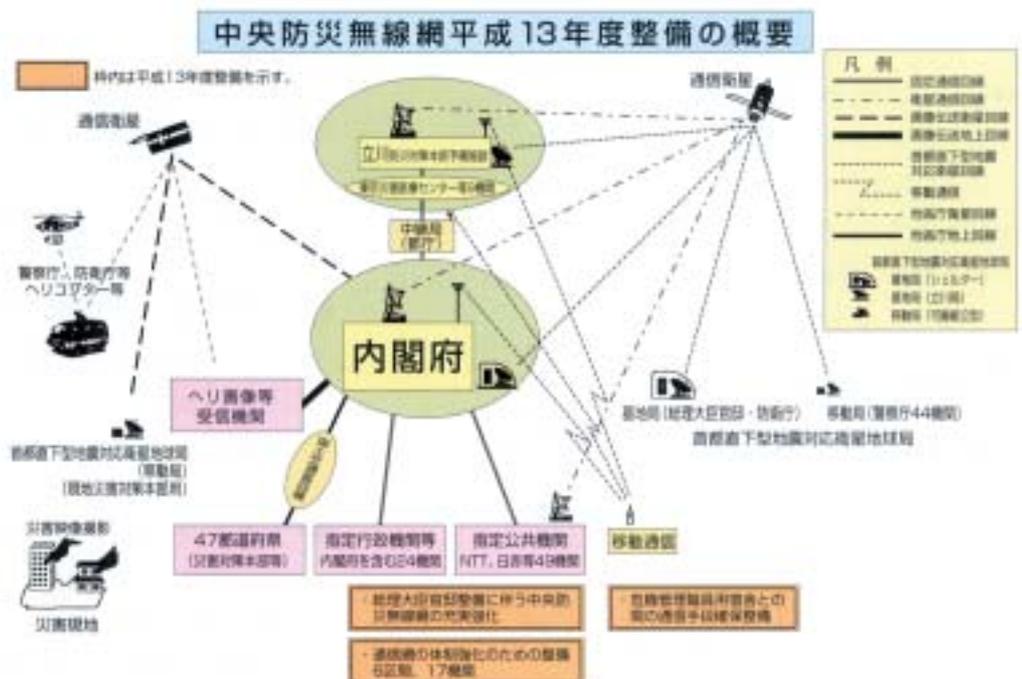
災害の予防対策、応急対策ならびに復旧・復興対策の充実、防災に関する国際協力の推進を図り、安心・安全な国土づくりに向けた災害対策を推進するため、平成13年度の予算措置をしました。次に、主要事項について述べます。

中央防災無線網の充実
（17億6,300万円）：図-3参照

非常災害が発生したとき、災害対策上必要不可欠な通信回線確保のために整備している中央防災無線網の機能を拡充し、管理運用面の充実強化を図るとともに、その維持管理を行うための予算です（継続）。

平成13年度には、中央防災無線網の体制強化のための無線設備などの整備と、総理大臣官邸整備にともなう中央防災無線網の充実強化、危機管理要員宿舍との間の通信手段の確保整備などを行います。

図-3 中央防災無線網
平成13年度整備の概要



地震防災情報システム(DIS)の充実
(6億2,600万円)：図4参照

地震発生直後の政府の迅速な初動対応を可能とするなど、震災対策を充実・強化するため、地震防災情報システムの整備を推進するものです。平成13年度は、引き続きDISの機能強化を推進するとともに、ITを活用したDISの発展的整備にも着手します。

- 1) これまで、国の関係省庁内で利用してきたDISデータベースを、地方公共団体からも閲覧、更新が可能になるシステムを構築するなど、国と地方公共団体の間における情報の共有化を促進します。
- 2) 現在検討中の広域輸送のアクションプランに対応して、広域輸送計画の立案を支援するためのアプリケーションを充実させます。
- 3) ヘリテレの現在位置を地図上にリアルタイムに表示し、現地の状況をわかりやすく把握することができるシステムを構築します。
- 4) 10mを越える大津波が発生した際にも適切な初動対応がとれるよう、津波EESに、10mを越える津波に対応する浸水予測図のデータベースを追加します。
- 5) 人工衛星画像を利用した被害推計手法を確立するなどして、人工衛星から得られる情報についても、DIS上で活用できるシステムを構築します。

火山災害対策の推進

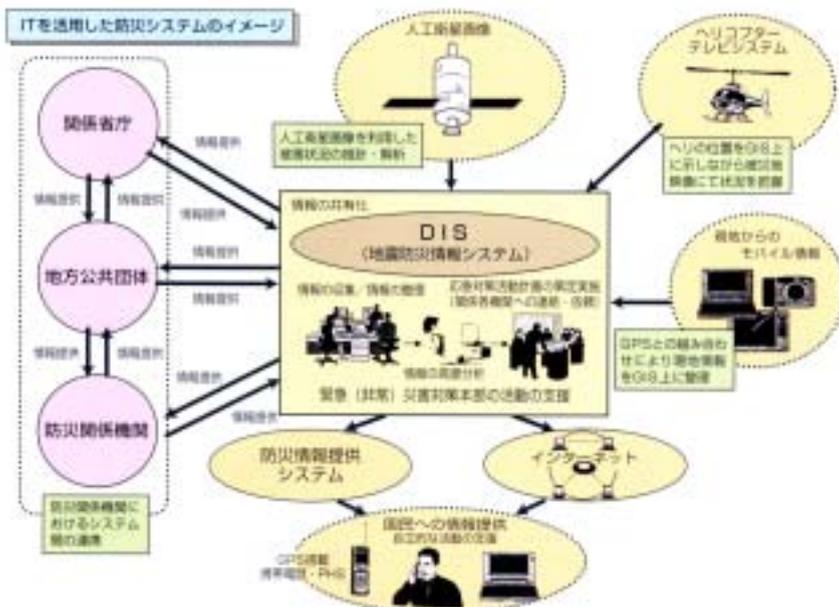
(4,500万円)：図5参照

平成12年の有珠山噴火の際には、住民の避難にあたって、国土庁(当時)が整備を推進してきた火山噴火災害危険区域予測図(ハザードマップ)の有効性が実証されました。このハザードマップをベースにして、火山噴火時の国の応急対策活動を支援するための、GISを活用した火山防災情報システムを開発します。また、有珠山噴火への対応から得られた教訓を整理して、今後の火山災害対策の強化を図ります。

図-5 ハザードマップGIS化後の活用例



図-4 ITを活用した防災システムのイメージ



有珠山噴火災害

被害と政府の対応

火山活動の概要

北海道中西部に位置する有珠山周辺では、平成12年3月27日から火山性地震が頻発し始め、31日午後1時10分頃、西部の麓で噴火が発生しました。4月1日には北西側の金比羅山西側山麓でも噴火が発生し、新たな火口群が形成されました。

これらの火山活動は断続的に7月上旬まで続きましたが、火山噴火予知連絡会は7月10日に「マグマの供給はほぼ停止しており、火山活動は徐々に低下していくものと考えられる。(中略)」と発表し、一応の終息宣言が出されました。しかし、現在も小規模ながら空振をとまなう噴火が継続しています。

避難の状況

火山活動によって、周辺の伊達市、虻田町、壮瞥町では、噴火開始の3月28日から自主避難が始まりました。29日には気象庁から緊急火山情報がだされ、専門家たちの助言と行政の迅速な対応によって避難指示がだされ、3月31日の最大時で15,815人(1市2町の約3分の1)が避難しました。現在では、避難所はすべて閉鎖されたものの、虻田町の警戒区域内居住者202世帯378人には避難が継続されており、平成12年12月25日現在、624世帯1,398人が仮設住宅で生活しています。

被害および復興状況

迅速な避難により、人的被害は皆無でした。

また、物的被害については、現在も火山活動が継続しているので、全容は明らかではありませんが、現況は以下のとおりです。

道路：いまだに道央自動車道と国道230号の一部が通行止めになっています。なお、道路や宅地内に滞積した火山灰の除去は完了しています。

鉄道関係：4月29日から1日1往復で運行を再開したJR室蘭本線は、6月8日に全面復旧しました。



*気象庁編「平成12年度版 今日的气象業務」より

ライフライン：上下水道は、応急復旧しており、電気・電話・ガスについては避難指示地区を除いて全面復旧しています。

住宅関係：応急仮設住宅設置とともに、周辺市町でも応急公営住宅や民間住宅を確保したほか、他の市町村に避難した住民たちにも空き公営住宅を提供するなどの対策を講じています。

なお、4市町村(伊達市、虻田町、壮瞥町、洞爺村)にわたる住宅、道路、下水道などの直接的な被害の総額は、平成12年11月20日現在で、約170億円に達しています。

政府の主な対応

被災した中小企業者に対しては、災害復旧貸付の金利引き下げおよび実質的な無利子融資となる利子補給措置を実施しました。

緊急雇用対策として「緊急地域雇用特別交付金事業」(4億円)により、のべ1,800人の雇用を確保しました。

被災者生活再建支援法に基づく支援金を、平成12年12月31日現在で、204世帯に対して約1億4,000万円を支給しています。

4月28日に、予備費から観測監視体制整備のため、14億円の計上を決定しました。

7月25日に、公共事業予備費のうち196億円を緊急災害復旧、緊急防災対策として使用することとし、9月19日には、同予備費のうち1億4,800万円を災害復旧事業などに使用することを決定しました。

三宅島・新島・神津島の噴火・地震災害

火山・地震活動の概要

平成12年6月26日、東京都三宅島雄山で火山活動が活発化し、午後7時30分緊急火山情報が発表されました。その後、7月1日から8月18日まで、新島・神津島近海で震度6以上の地震が合計6回発生。7月8日以降、雄山西側から噴火活動が始まりました。9月中旬以降になると、有毒ガス（二酸化硫黄など）が大量に放出され、現在も継続しています。

避難の状況

	避難指示	避難勧告	島の人口
三宅村	*	*	3,895人
新島村	0人	32人(413人)	3,198人
神津島村	2人(192人)	0人(726人)	2,277人

(注)カッコ内は最大時人数

三宅島は、9月4日に全島避難が完了しました。それ以降、有毒ガスの放出が続いており、現在に至っても島民の帰島のめどはたっていません。

新島、神津島での避難所入居は解消しています。また、新島では災害復旧公営住宅22戸を建設し、避難勧告対象の20人が入居しています。

昨年12月末に北海道庁が復興方針を提示

～防災マップをもとに危険度に応じた土地区分を～

平成12年12月、北海道より「2000年有珠山噴火災害の復興方針案」が発表されました。これは、北海道が策定する復興計画案の基礎となり、また伊達市、虻田町、壮瞥町が策定する復興計画の方向性を示すものとなるものです。「火山資源活用による地域産業の再生」など、5項目14事項により成るこの方針に基づき、北海道は平成12年度中に「復興計画基本方針」を策定し、各市町の復興計画は、平成13年度のできるだけ早い時期をめどに策定する予定です。



被害状況

	三宅村	神津島村	新島村
人的被害	1人負傷	1人死亡	14人負傷
住家全壊	11棟	2棟	2棟
住家半壊・損壊	5棟	39棟	138棟
道路被害	(確認できず)	51か所	20か所

政府の主な対応

災害救助法に基づき被災者への生活必需品の無償貸与、生活福祉資金の無利子貸与、災害援護資金の貸付などを実施しています。

雇用・労働相談窓口の設置、雇用調整助成金の支給、一時的に離職を余儀なくされた被災者に対する雇用保険の基本手当ての支給などを実施しています。

被災した中小企業者に対して、災害復旧貸付に金利の引き下げおよび実質的な無利子融資とする利子補給措置を実施しています。

被災者生活再建支援法を適用し、支援金を、平成12年12月31日現在で、1,021世帯に対して約6億2,000万円を支給しています。

9月12日に、監視観測体制強化のために、予備費のうち14億円の使用を決定し、11月までに山麓部に主要な機器の設置を完了しました。

9月19日に、公共事業予備費のうち96億円を災害復旧事業などに使用することを決定しました。

火山活動の終息後、速やかに泥流対策や道路、水道などのライフラインの復旧などを行えるよう、安全対策に万全を期しつつ、都道や電力の機能確保を実施しています。

東海地方豪雨災害

(平成12年秋雨前線と台風14号にともなう大雨による)の被害状況について

降雨の状況

平成12年9月11日から12日にかけて、愛知県を中心とする東海地方に、集中的な豪雨が発生しました。これは、本州上に停滞していた前線に対して、台風第14号の影響による暖かく湿った空気が流れ込み、秋雨前線の活動を活発化させたためとみられています。9月11日には、愛知県東海市で1時間に114mm、名古屋市で97mm、1日の降水量428mmを記録するなど、いずれも観測史上最高を記録しました。



新川決壊(名古屋市西区)

* 愛知県砂防ボランティア協会写真集より

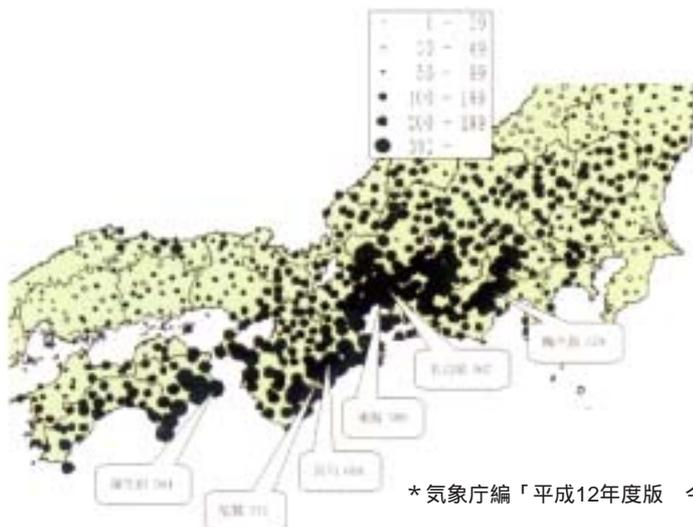
(<http://www.pref.aichi.jp/sabo/shasintop.htm>)

被害の状況 (消防庁調べ: 10月2日11時00分現在)

都道府県	人的被害(人)			住家被害(棟)					
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	浸水		合計
		重傷	軽傷				床下	床上	
愛知	7	7	81	16	56	167	26,531	38,879	65,410
その他	3	2	8	11	21	41	649	5,232	5,881
計	10	9	89	27	77	208	27,180	44,111	71,291

避難勧告

愛知県下をはじめ、最大時で約22万世帯58万人に避難勧告・指示がだされ、避難所に避難した人は最も多きときで約6万5,000人に達しました。なお、12月17日をもって避難所は解消されています。



* 気象庁編「平成12年度版 今日気象業務」より

政府の主な対応

被災者生活再建支援法に基づく支援金を、平成12年12月31日現在で、4世帯に対して約200万円を支給しています。

既往借入金の償還猶予等(中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫等)

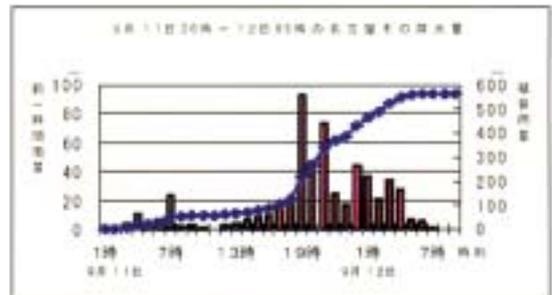
災害援護資金の貸付

中小企業者に対し、災害復旧貸付および政府系中小企業金融機関による低利融資の貸付利率の引き下げ

住宅金融公庫の災害復興住宅融資

公共事業費等予備費約21億円を河川等災害復旧事業に使用することを決定(10月17日閣議決定)

激甚災害に指定(農地等の災害復旧事業への補助率のかさ上げおよび中小企業に関する特別の助成措置(10月17日閣議決定))



平成12年9月11日0時~12日24時までの各地の降水量 (単位: mm)

鳥取県西部地震

地震の概要

平成12年10月6日、午後1時30分ころ、鳥取県西部で地震が発生し、境港市と日野町では震度6強を記録しました（マグニチュード7.3）。余震は震度5弱を含め、合計1,045回に上る有感地震が発生していますが（12月20現在）、活動レベルは低い状態にあります。



本震と余震の震源分布

* 気象庁編「平成12年度版 今日的气象業務」より

避難の状況

この地震により、鳥取、島根両県で最大時で44世帯116人に対して避難勧告がだされ、平成12年12月25日現在、鳥取県での避難勧告対象は7人です。日野町において、応急仮設住宅28戸が建設されています。

被害および復旧状況

都道府県	人的被害(人数)		住宅被害		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
鳥取	0	106	366棟	2,265棟	11,646棟
その他	0	41	41棟	571棟	4,217棟
合計	0	147	407棟	2,836棟	15,863棟

この地震による死者は発生しなかったものの、負傷者147名が発生しました。

ライフライン被害として、鉄道ではJR伯備線ほか4

線で落石や土砂崩壊、ホ - ム 変状などの被害を受けました。また、鳥取県国道180号などでは路肩決壊など11か所、岡山県国道181号などでは落石6か所などの被害がでましたが、国道の通行止めはありませんでした（県道の通行止めは4か所で発生）。

上水道被害が、鳥取県2市10町、島根県4市10町1村などで発生しましたが、すべて復旧しました。

島根原子力発電所では、地震発生当時、定期点検のため操業を停止中であり、被害はありませんでした。

また、農地、農業用施設、林道、林地、漁港、卸売市場などに被害が発生しましたが、早期復旧に向けて対応中です。

政府の主な対応

被災者生活再建支援法に基づく支援金を、平成12年12月31日現在で、113世帯に対して約8,000万円を支給しています。

鳥取県・鳥取県における中小公庫など政府系中小企業金融機関が、被災中小企業に対して災害復旧貸付および返済猶予の相談を実施しています。

住宅金融公庫を利用している被災者に対し、返済金払い込みの最大3年間の据置を実施するとともに、被災住宅の改修・建替などのため、災害復興住宅融資の受付を実施しています。

被害を受けた漁業者および水産加工業者などに対し、農林漁業金融公庫が既貸付金の償還猶予などを行うとともに、10月11日から相談窓口を開設しています。





動向・報告

被災者の住宅再建支援のあり方の検討進む

雲仙普賢岳噴火災害、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災など、近年生じた大災害では、住宅の再建および確保が、被災者の生活の再建、ひいては地域の復興にとっての大きな課題であることが明らかになりました。とくに未曾有の都市型災害である阪神・淡路大震災では、約24万9,000棟にものぼる全・半壊家屋が発生し、地方公共団体では、国の支援の下、応急仮設住宅の建設や賃貸住宅居住者への対策、復興住宅の供給など、懸命な努力をしたにもかかわらず、住宅再建の進捗が必ずしも期待どおりにはかどらなかったと指

摘されています。

「被災者生活再建支援法」の制定（平成10年5月）により、経済的理由から自立再建が困難な被災者に対し、生活再建のための支援金が支給されるようになりましたが、同法附則第2条で「自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と住宅再建の検討の必要性が規定されました。

国土庁（当時）検討委員会「被災者の住宅再建支援の報告書」が提出される

平成11年1月、「被災者生活再建支援法」の附則第2条の規定を踏まえ、国土庁（当時）に＜被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会＞（委員長：廣井脩東京大学教授、学識経験者など10人で構成）が設置され、平成12年12月、合計17回に及ぶ検討結果をとりまとめ、報告書を国土庁（当時）に提出しました。

委員会においては、大規模災害により多数の住宅が滅失した場合に、住民が速やかに従前の生活に復帰し、それにより地域社会の速やかな復興を推進するための住宅再建支援はいかにあるべきかについて、基本的な考え方や理念を中心に検討を重ねました。

恒久的な住居を確保することを最終的な目標としつつも、平時、避難生活の段階、仮住まいの段階および恒久的住居を確保する段階の各段階にわたって検討した結果、次のような具体策を提示しています。

避難所、仮設住宅のタイプの多様化を促進する
既存の公営住宅、民間賃貸住宅などの活用を図る
住宅再建のための全住宅所有者の加入を義務づける
相互支援制度を検討する

地震保険における保険料率体系を見直す
住宅の耐震補強などを促進する など

報告書の全文は、内閣府ホームページ防災情報のページ（<http://www8.cao.go.jp/bousai/>）の「公表資料・お知らせ」をご覧ください。

その他

「自然災害から国民を守る国会議員の会（自然災害議連）」は、「被災者住宅再建促進小委員会」を設置し、そこでの検討の結果を、平成12年10月19日に開かれた自然災害議連総会で、「被災者住宅再建支援法（仮称）骨子（案）」としてとりまとめました。全国知事会では、地震などにより被害を受けた住宅の復興について、住宅の災害共済制度の法的整備等、住宅再建を支援するための措置を要望しています。

なお、鳥取県西部地震で被災した鳥取県では、高齢化・過疎化の進む被災地域での復興対策として、住宅の再建を行う世帯に上限300万円の補助を行うことを決定しました。





「地震被害に関する検討」始まる

政府は平成8年から、地震時の初動体制などの判断に、「地震防災情報システム(D I S)」の被害推計を参考にしています。平成12年においては、7月以降新島・神津島近海で起きた地震では6回にわたり震度6弱が、また10月6日に発生した鳥取県西部地震では震度6強が観測されましたが、観測された震度やD I Sの被害推計に比べて、実際の被害はかなり小さなものでした。例えば、鳥取県西部地震では、観測データを基にした被害推計では、建物倒壊約8,000戸、死者約200人との結果がでましたが、実際には死者は発生しませんでした。

被害が小さかったことは幸いでしたが、国民一般が

もつ震度の感覚とかけ離れていることのほか、被害推計が大幅に過大評価となったことにより、政府の非常参集や応急対策などの防災行政上の判断にも支障をきたす可能性があることから、地震挙動と被害の関係について十分に吟味検証し、必要な見直しを行うこととしました。

そこで、学識者や関係行政機関などによる「地震被害に関する検討委員会」を設置し、平成13年春をめどに結論をまとめ、早期にシステムなどの見直しを行うこととしています。

なお、第1回委員会は12月21日に開催されました。

「災害における住宅等の被害認定基準検討委員会」設置

現在使用されている災害の被害認定基準は昭和43年6月に統一されたものですが、30数年を経過し、最近の災害における住宅などの被害認定については、現状と合わないなどの指摘がなされています。住宅の全壊・半壊などの被害の認定は、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用基準となっているなど、被災者支援策と深く関わっています。

このため、国土庁(当時)は、昨年11月に警察庁、厚生省、建設省、自治省などの関係省庁(以上当時)学識経験者の協力の下、当該被害認定基準について点検・見直しの検討を行う「災害における住宅等の被害認定基準検討委員会」(委員16名、委員長：高奇昇三甲南大学教授)を設置しました。

すでに、昨年中に2回委員会を開催し、地震災害などに係る被害認定基準の点検・見直しの検討を行うとともに、水害についての被害認定基準の検討にも着手し、年度内には運用マニュアルを含めた結論をまとめる予定です。

委員会では、統一基準見直しの基本的考え方として、統一基準は、これまで災害状況の把握などを目的として使われてきましたが、各種被災者支援策の対象要件に関連して、認定基準および適用方法についてより一

層明確化を図る方向で見直すこと、住家の全壊・半壊の概念については、居住のための基本的機能が確保されるか否かを要件とし、そのために必要な構成要素に着目して再整理すること、などが確認されました。

今後、さらに災害に係る住宅の被害認定の統一基準見直しの基本的考え方や認定基準に関して、検討を重ねることとしています。

被災者生活再建支援金制度に係わる
支援金の支給状況(平成12年12月31日現在)
平成12年における被災者生活再建支援金の支給状況
は、以下のとおりです。

- ・ 3月31日 有珠山噴火災害
北海道(2町)
- ・ 6月26日 三宅島噴火災害
東京都(1村)
- ・ 9月11日 東海地方豪雨災害
愛知県・岐阜県(5市5町)
- ・ 10月6日 鳥取県西部地震
鳥取県・島根県(3市10町1村)

既支給世帯数 1,342世帯 支給額 8億4,600万円

(注)日付は法適用月日

国際
会議第3回アジア防災センター
国際専門家会議開催

アジア防災センター（ADRC）は、1998年7月に開設されて以来、アジア地域の多国間防災協力を推進する中心機関として、各国関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などを行っています。

昨年12月5日（火）から7日（木）にかけ、ひょうご国際プラザ交流ホール（兵庫県神戸市）において、第3回アジア防災センター国際専門家会議が開催されました。同会議には、アジア防災センターメンバー国、アドバイザー国・オブザーバー機関の行政実務担当者、国際関係機関（OCHA, WHO, HABITAT）、国土庁（当時）、兵庫県、一般参加などの約60名（26か国、5つの国際機関）が参加しました。「アジア防災センター2年間の活動と今後の展開」についての報告の後、「アジア地域における防災協力の推進」、「最近の災害から学ぶ国際緊急援助」、「防災情報共有化の推進」をテーマに、自然災害被害の軽減・防止のため、活発な意見交換がなされました。

会議の詳細は、アジア防災センターのホームページをご覧ください。

アジア防災センター：<http://www.adrc.or.jp/>

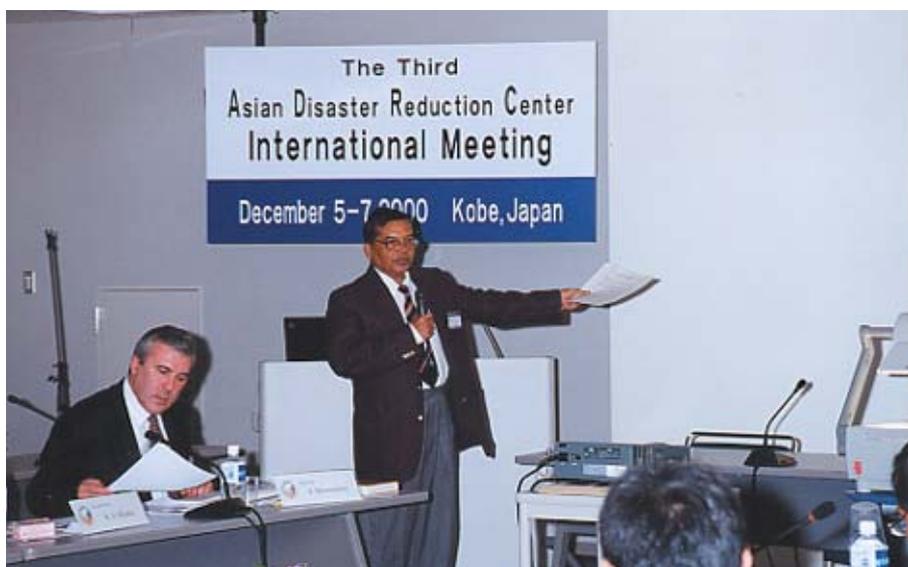
国際
会議国際防災連絡会議
拡大アジア会合

（防災アジアフォーラム）開催

国際防災連絡会議拡大アジア会合（略称：防災アジアフォーラム）が、アジアを中心とする21か国の防災政策責任者、国連国際防災戦略事務局長、日本政府、わが国の防災専門家などの参加を得て、昨年12月8日（金）に東京都内で開催されました。同会合は、国連が1990年代の「国際防災の10年（IDNDR）」を継承する「国際防災戦略（ISDR）」活動を開始し、(1) 災害対応力の強いコミュニティの形成および(2) 災害後の対応中心から災害予防・管理への転換を目的として、普及啓発、防災意識の高揚、行政の取り組みの強化などを推進していることに対応し、わが国も同活動を積極的に推進するため、昨年5月に設置した「国際防災連絡会議（議長：現内閣府政策統括官（防災担当）」が開催したものです。

今回の会合では、アジア地域における国際防災協力の推進をテーマとして、アジア各国からの参加者のうち14か国2機関から国際防災協力の実態と課題などについての報告を受け、開発途上国においてコミュニティ単位の防災力を高めるプロジェクトのあり方など、率直かつ有意義な討議がなされました。

議論の結果、自然災害の多発地帯に位置するアジア地域では、防災対策の強化がアジア各国に共通する最



「第3回アジア防災センター国際専門家会議」における報告のもよう（平成12年12月5～7日 神戸市）



「防災アジアフォーラム」において、国際防災戦略（ISDR）活動を説明する
国連国際防災戦略事務局長（平成12年12月8日 東京都内）

重要課題であり、国際防災戦略を積極的に推進し、災害発生時ならびに災害の防止・予防のための相互協力を一層強化すること、21世紀の国際防災協力として、さらなるパートナーシップの精神をもって技術移転、情報の共有化、共同の防災活動などを通じて、災害軽減を達成するための各国の機能強化が重要であることなどが確認されました。

防災担当公務員の相互派遣制度、(3) 国際防災協力への貢献などについて、事務レベルで協議していくこととなりました。

また、第3回会議は2001年秋頃、日本で開催することとなりました。

国際
会議

日韓防災会議の開催

1月13日（土）に、韓国ソウルにおいて「第2回日韓防災会議」が開催され、日本からは吉井内閣府政策統括官をはじめとする内閣府および国土交通省の防災実務者が出席しました。

会議では、日韓双方で多発している風水害（豪雨）災害対策をテーマに、両国から報告がなされ、日本からは、「激甚災害の指定基準の見直しとその背景」、「豪雨災害の防止・軽減に関する提言」、「東海水害を踏まえた今後の都市型水害対策」などについて報告を行いました。これらについて積極的に意見交換を行い、今後、(1) 防災に対する相互情報交換・支援策、(2)

国際
会議

世界防災会議 2001 開催のご案内

2月5日(月)～6日(火)にかけ、日本政府、兵庫県、OECD、国連、世界銀行などの共催で「世界防災会議2001」が、兵庫県立淡路夢舞台国際会議場において開催されます。

会議には、フランス、ギリシャ、インド、日本、オランダ、トルコ、アメリカ、ベネズエラなどからの参加を得て、過去の自然災害による社会基盤の被災に対する各国の危機管理と復興や社会、経済への影響についての報告とパネルディスカッション、さらに自然災害に対する取り組みを行っている国際機関間の連携強化について意見交換を行う予定です。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

世界防災会議2001事務局((株)インターグループ内)

電話：03-3479-6003 Fax：03-3423-1600

E-mail:sec-tky6@intergroup.co.jp

表彰

第16回 防災ポスターコンクール

～応募作品7,100余のなかから、
国土庁長官賞などを表彰～

国土庁（当時）では防災週間推進協議会と共催の下、防災意識の高揚を目的とする「防災ポスターコンクール」を、毎年度、実施してきました。

第16回目にあたる今年度は、児童の部、学生の部、一般アマチュアの部、一般プロの部の4部門で、8月1日～10月20日の間に作品を募集し、全国から7,100余点の応募がありました。

これらの作品についての予備審査、本審査を行い、国土庁長官賞、防災週間推進協議会会長賞、佳作（10点）および入選（238点）が選出され、平成12年12月15日に受賞者の表彰式が行われました。

なお、入賞作品は「防災週間」・「防災ポスターコ



扇国土庁長官(当時)から表彰される入賞者

ンクール」周知用ポスター、『防災白書』、防災フェアなどで活用・展示され、防災知識の普及・啓発などに生かしていくこととしています。

国土庁長官賞（4作品）

児童の部

高橋太賀さん（東京都新宿区）



学生の部

榎本知恵子さん（東京都北区）



一般アマチュアの部

遠藤つかささん（新潟県燕市）



一般プロの部

松岡英男さん（山形県山形市）



入賞者は次のとおりです。

・国土庁長官賞（4作品）

- 児童の部：高橋太賀さん（東京都新宿区）
- 学生の部：榎本知恵子さん（東京都北区）
- 一般アマチュアの部：遠藤つかささん（新潟県燕市）
- 一般プロの部：松岡英男さん（山形県山形市）

・防災週間推進協議会会長賞（4作品）

- 児童の部：伏見 彩さん（宮城県小牛田町）
- 学生の部：鶴原音夢さん（香川県宇多津町）
- 一般アマチュアの部：井上了介さん（北海道札幌市）
- 一般プロの部：石川隆さん・石川和市さん（共作）
（愛知県名古屋市）

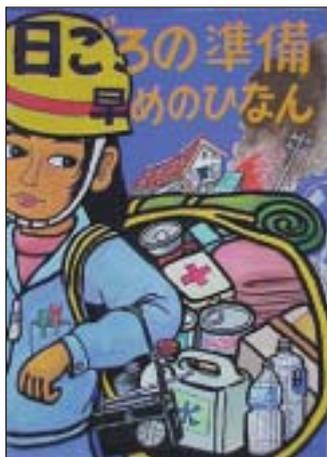
・佳作（10作品）

- 清水香里さん（岐阜県大垣市）
- 西本慶彦さん（千葉県印西市）
- 山本剛弘さん（千葉県柏市）
- 河口将也さん（岐阜県大垣市）
- 丹園和記さん（石川県門前町）
- 田辺圭佑さん（岐阜県大垣市）
- 宮崎弘朗さん（山口県宇部市）
- 野田亜希さん（佐賀県佐賀市）
- 奥田翔子さん（千葉縣市川市）
- 松二直人さん（徳島県徳島市）

防災週間推進協議会会長賞（4作品）

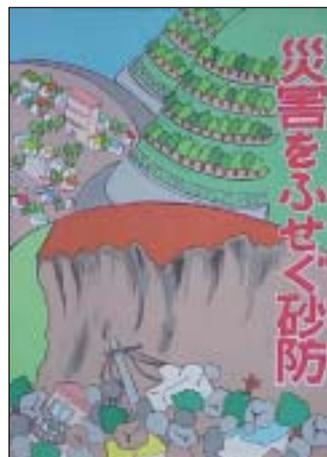
児童の部

伏見 彩さん（宮城県小牛田町）



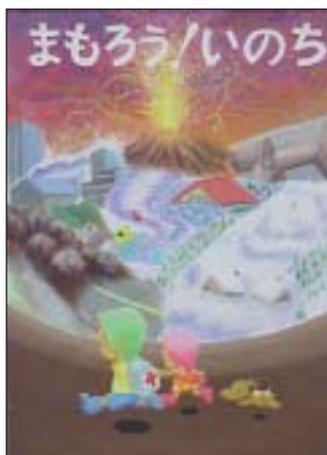
学生の部

鶴原音夢さん（香川県宇多津町）



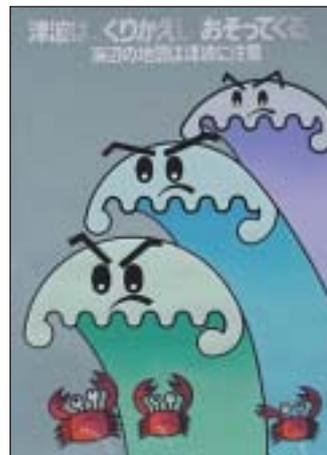
一般アマチュアの部

井上了介さん（北海道札幌市）



一般プロの部

石川隆さん・石川和市さん（共作）
（愛知県名古屋市）



防災の
つどい 「防災とボランティアのつどい」
を開催

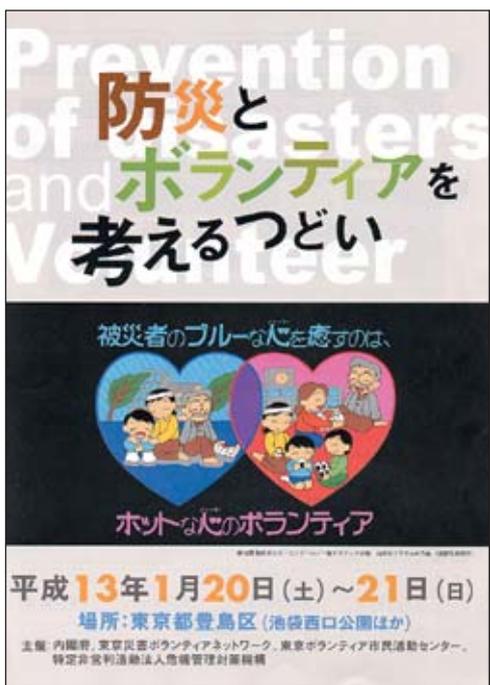
平成7年12月の閣議了解で、「防災とボランティアの日」(1月17日)および「防災とボランティアの週間」(1月15日~21日)が設けられ、この週間を中心に、全国各地で災害時のボランティア活動や自主的な防災活動の普及のための行事が行われています。

本年1月、内閣府と兵庫県などが行った防災とボランティアにちなむ行事を紹介します。

東京発 「防災とボランティアを考える
つどい」
(1月20日~21日 主催：内閣府など)

政府が行う行事として第6回目にあたる本年は、1月20日(土)~21日(日)に東京都豊島区(池袋)で、全国のボランティアや市民の方々の参加を得て、「防災とボランティアを考えるつどい」を開催しました。

この中で、内閣府の政策統括官(防災担当)は、全国で活躍されているボランティアの方々へお礼を述べるとともに、ボランティア活動へのさらなる理解と参加および日頃からの災害への備えの大切さを呼びか



兵庫発 1.17 ひょうごメモリアル
ウォーク開催される

阪神・淡路大震災から6周年目の1月17日、「1.17 ひょうごメモリアルウォーク」が開催され、「ウォーク」、「追悼のつどい」および「展示」などの行事が行われました。

緊急時の避難や救援物資の搬送路となる「山手ふれあいロード(山手幹線)」を経て、神戸市中央区のH A T神戸の「阪神・淡路大震災メモリアルセンター(仮称)」隣接地をゴール地点とする「ウォーク」は、10km、5km、2kmの3コースで行われました。紀宮清子内親王殿下や伊吹防災担当大臣も、幼稚園児など2,000人を超える市民とともに、2kmコースに参加されました。コースの途中では、道路上で道路障害物撤去訓練、パケツリレーによる初期消火訓練などの防災訓練も実施されました。

震災犠牲者の「追悼のつどい」式典では、兵庫県知事の式辞、紀宮清子内親王殿下のお言葉、伊吹防災担当大臣・遺族代表による追悼の辞と献花などがおごそかに行われました。

「展示」会場は、国・県・市町・ボランティアなどによる「防災とボランティアの日」にちなんだ展示コーナーが設置されました。展示・映像紹介、炊き出しが行われ、内閣府(防災)も、パネル・防災ポスターコンクール入賞作品の展示と「サラダ油を使用した灯り」の実演で参加しました。

けました。

実施した主な行事は、(1)災害時のボランティア活動の課題や問題点を語り合う「シンポジウム」、(2)災害現場での負傷者対応やボランティア本部運営などに関する実践的な訓練、(3)阪神・淡路大震災の犠牲者を追悼する「灯りのイベント」、(4)交流会、(5)展示・実演などで、白熱した討論、緊迫した訓練などが展開されました。

問い合わせ先：東京災害ボランティアネットワーク
電話：03-3235-1171

兵庫県 「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」本格着工

平成12年3月末より実施設計が開始されていた「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」建設工事の安全祈願祭が、1月6日（金）に挙行されました。

神戸市中央区の神戸東部新都心地区（HAT神戸）の中心地区に位置する同センター建設地で行われた式典では、貝原兵庫県知事や工事関係者など約80人が参加し、工事の無事を祈りました。

同センターは、阪神・淡路復興対策本部が、震災復興のためにとくに重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとしてふさわしい施策・事業（復興特定事業）として、選定した4プロジェクトのひとつです。

同センターは、阪神・淡路大震災の貴重な経験や教訓の継承と、国内外の地震災害による被害の軽減に貢献するため、震災の資料などの収集・保存・展示、防災に関する総合的・実戦的な能力を有する人材の育成、国内外の交流・ネットワーク機能などをもつ施設として、平成14年3月末の完成を予定しています。

2月の防災関係行事予定

2月8日（木）

平成12年度北海道原子力防災訓練（北海道）

2月16日（金）

政府水害対処訓練（海上自衛隊幹部学校）



鍬入れ式のもよう



あいさつする
貝原兵庫県知事



メモリアルセンター完成予想図



メモリアルウォークのコースと
メモリアルセンター建設予定地



広報 ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS



内閣府防災担当

〒100-8972 東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階)

TEL.03-5253-2111 (大代表)

URL : <http://www8.cao.go.jp/bousai/>

内閣府防災担当案内図



© 地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b 出口より連絡通路へ

「広報ぼうさい」創刊号を、新世紀のはじまりに、
皆様のお手元にお届けします。

今後、隔月で発行する予定ですので、ご意見等がありましたら、
(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。

発行日：2001年(平成13年)1月26日

監修：内閣府政策統括官(防災担当) 編集協力：総務省消防庁

編集・発行：(株)防災&情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階

電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296 E-mail: idpis@cd.inbox.ne.jp